

2. 国有林野事業の具体的取組

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

(ア) 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

(重視すべき機能に応じた森林の区分と整備・保全)

国有林野事業では、管理経営基本計画に基づき公益重視の管理経営を一層推進するとの方針の下、国有林野を重視すべき機能に応じて「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」及び「水源涵養タイプ」の5つに区分している(資料IV-3)。木材等生産機能については、これらの区分に応じた適切な施業の結果として、計画的に発揮するものと位置付けている。

また、間伐の適切な実施や主伐後の確実な更新を図るほか、複層林への誘導や針広混交林化を進めるなど、多様な森林を育成するとともに、林地保全や生物多様性保全に配慮した施業に取り組んでいる(事例IV-1)。

(治山事業の推進)

国有林野には、公益的機能を発揮する上で重要な森林が多く存在し、令和3(2021)年度末現在で面積の約9割に当たる約692万haが水源かん養保安林や土砂流出防備保安林等の保安林に指定されている。また、集中豪雨や台風等により被災した山地の復旧整備、機能の低下した森林の整備等を推進する「国有林治山事業」を行っている。

さらに、民有林野においても、事業規模の大きさや高度な技術の必要性を考慮し、国土保全上特に重要と判断されるものについては、都道府県からの要請を受けて、「民有林直轄治山事業」を行っており、16県21地区(令和4(2022)年度)の民有林野でこれらの事業を行っている。

このほか、大規模な山地災害が発生した際には、専門的な知識・技術を有する職員の被災地派遣やヘリコプターによる被害調査等を実施し、地域への協力・支援に取り組んでいる(事例IV-2)。

(路網整備の推進)

国有林野事業では、機能類型に応じた適切な森林の整備・保全や林産物の供給等を効率的に行うため、林道及び森林作業道を自然条件や作業システム等に応じて組み合わせて路網整備を進めている。このうち、基幹的な役割を果たす林道については、令和3(2021)年度末における路線数は1万3,430路線、総延長は4万6,117kmとなっている。

(イ) 地球温暖化対策の推進

国有林野事業では、森林吸収源対策への貢献も踏まえ、令和3(2021)年度には、全国の国有林野で約10万haの間伐を実施した。

また、将来にわたる二酸化炭素の

資料IV-3 機能類型区分ごとの管理経営の考え方

機能類型区分	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ 147万ha	根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持
自然維持タイプ 171万ha	良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持
森林空間利用タイプ 46万ha	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成
快適環境形成タイプ 0.2万ha	汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持
水源涵養タイプ 393万ha	人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮

注：面積は、令和4(2022)年4月1日現在の数値である。
資料：農林水産省「国有林野の管理経営に関する基本計画」(平成30(2018)年12月25日策定)

吸収作用の保全及び強化を図る必要があることから、主伐後の確実な再生林にも取り組み、令和3(2021)年度の人工造林面積は、全国の国有林野で約1.1万haとなっている。

(ウ)生物多様性の保全

(国有林野における生物多様性の保全に向けた取組)

国有林野における生物多様性の保全を図るため、国有林野事業では「保護林」や「緑の回廊」を設定し、モニタリング調査等を通じて適切な保護・管理に取り組んでいる。また、地域の関係者等との協働・連携による森林生態系の保全・管理や自然再生、希少な野生生物の保護等の取組を進めている。

(保護林の設定)

国有林野事業では、我が国の気候又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を「保護林」に設定し厳格に保護・管理している(資料IV-4、事例IV-3)。令和4(2022)年3月末現在の保護林の設定箇所数は661か所、設定面積は約98.1万haとなっており、国有林野面積の12.9%を占めている。

(緑の回廊の設定)

野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種の保全や遺伝的多様性を確保することを目的として、国有林野事業では、保護林を中心

事例IV-1 多様な^{もり}森林づくり「見える化プロジェクト」

各森林管理局では、地域ごとの自然条件や社会的条件を踏まえ、「多様な^{もり}森林づくり「見える化プロジェクト」」を実施している。

その一つとして、関東森林管理局は、福島県^{たなぐらまち}棚倉町の^{なすみち}那須道国有林において、単層林から複層林への誘導をテーマとして同プロジェクトに取り組んでいる。この区域は、古くから積極的にスギの人工林が造成されてきた。一方で、地域から広葉樹を含めた多様な森林を造成するよう意見が出されてきたことを踏まえ、このプロジェクトの対象地に選定した。

令和4(2022)年度には、同プロジェクトの一環として、スギ単層林において、複層林に誘導するために小面積の伐採を実施するとともに、隣接する単層林でも列状間伐を一体的に実施した。また、この区域のうち、広葉樹の導入が進んでいる尾根沿いについては、針広混交の複層林に誘導する箇所として設定することとした。

同局は、これらの箇所における経過観察を継続していくとともに、現地検討会の実施などを通じ、この取組の成果や更なる改善策を明確にしていくこととしている。



単層林から複層林に誘導するため、小面積伐採を実施



上空から見た列状間伐後の様子(林野庁職員によるドローン撮影)と斜面下側から見た列状間伐後の様子(右下)

にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定している。令和4(2022)年3月末現在、国有林野内における緑の回廊の設定箇所数は24か所、設定面積は約58.4万haであり、国有林野面積の7.7%を占めている。

(世界遺産等における森林の保護・管理)

我が国の世界自然遺産*2は、その陸域の86%が国有林野であるため、国有林野事業では、遺産区域内の国有林野のほとんどを「森林生態系保護地域」(保護林の一種)に設定し、関係する機関とともに厳格な保護・管理に努めている(資料IV-5)。

例えば、「白神山地」(青森県及び秋田県)の国有林野では、世界自然遺産地域への生息範囲拡大が懸念されるシカや、その他の中・大型哺乳類に関する生息・分布調査のため、センサーカメラによる調査を実施している。

また、「小笠原諸島」(東京都)の国有林野では、アカギやモクマオウなど外来植物の駆除を実施した跡地に在来種の植栽や種まきを行うなど、小笠原諸島固有の森林生態系の修復に取り組んでいる。

事例IV-2 令和4(2022)年8月3日からの大雨等に係る国有林の対応

令和4(2022)年8月3日から4日未明にかけて、東北地方と北陸地方を中心に記録的な大雨となり、新潟県では、村上市及び関川村において多数の林地崩壊が発生し、土砂流出や流木による被害が発生した。

林野庁では、この地域での山地災害の発生状況を確認するため、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)との協定に基づき、人工衛星による緊急観測を依頼し、土砂移動に関するデータ等の提供を受け、新潟県へ情報共有を行った。また、山地災害調査アプリ^注を活用しながら、新潟県と合同でのヘリコプター調査や、その後の専門家を交えての緊急調査により被害を把握した。

また、復旧に当たっては、村上市及び関川村の国有林内において、大型土のう積工などの応急対策等を実施するとともに、再度災害防止のための恒久対策として、11か所において災害復旧等事業を実施しており、引き続き、新潟県等と連携し、被災箇所の早期復旧に取り組んでいくこととしている。

注：山地災害調査アプリについては、「令和3年度森林及び林業の動向」第IV章第2節(1)の事例IV-2(160ページ)を参照。



ヘリコプター調査



専門家を交えての緊急調査
(新潟県村上市)



応急対策

*2 現在、我が国の世界自然遺産は、「知床」(北海道)、「白神山地」(青森県及び秋田県)、「小笠原諸島」(東京都)、「屋久島」(鹿児島県)及び「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」(鹿児島県及び沖縄県)の5地域となっている。

(希少な野生生物の保護等)

国有林野事業では、希少な野生生物の保護を図るため、野生生物の生育・生息状況の把握、生育・生息環境の維持・改善等に取り組んでいる。

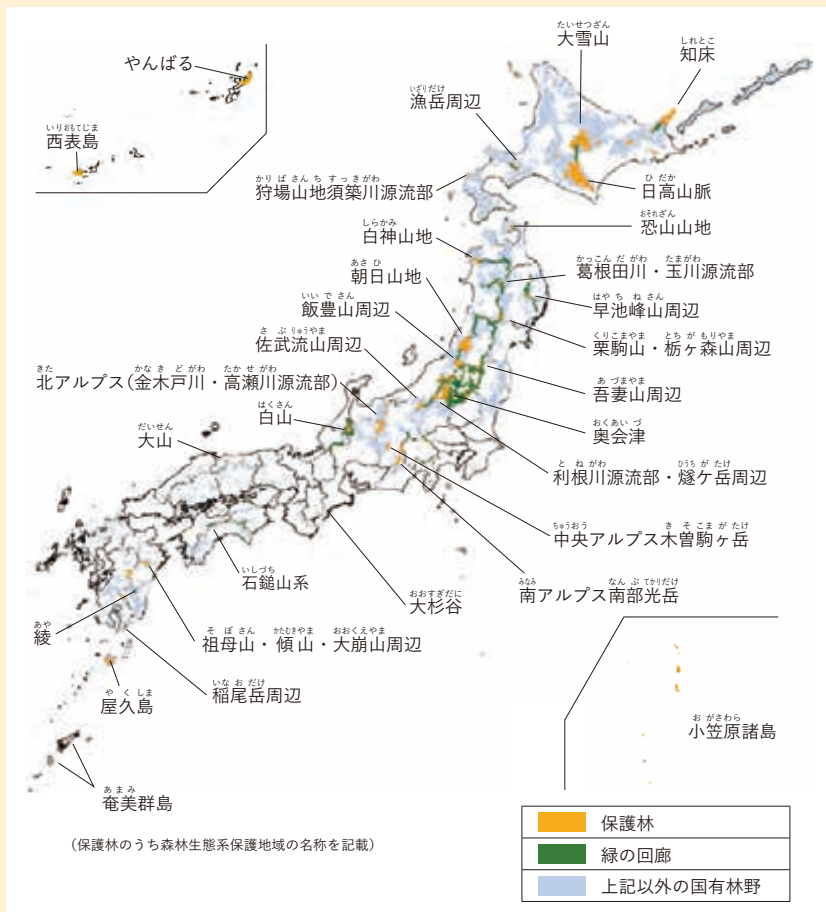
また、自然環境の保全・再生を図るため、地域、ボランティア、NPO等と連携し、生物多様性についての現地調査、荒廃した植生回復等の森林生態系の保全等の取組を実施している。

さらに、国有林野内の優れた自然環境や希少な野生生物の保護等を行うため、環境省や都道府県の環境行政関係者との連絡調整や意見交換を行いながら、自然再生事業実施計画*3や生態系維持回復事業計画*4等を策定し、連携した取組を進めている。

(鳥獣被害対策等)

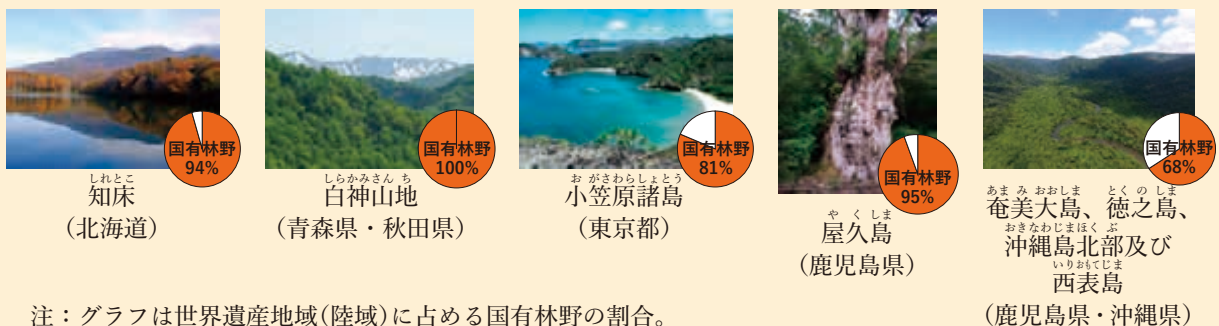
シカやクマ等の野生鳥獣による森林被害は依然として深刻であり、希少な高山植物など、他の生物や

資料Ⅳ-4 「保護林」と「緑の回廊」の位置図



注：令和4(2022)年3月末現在。
資料：農林水産省「令和3年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

資料Ⅳ-5 国有林野における世界自然遺産



- *3 「自然再生推進法」に基づき、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、地域の多様な主体が参加して、森林その他の自然環境を保全、再生若しくは創出し、又はその状態を維持管理することを目的とした自然再生事業の実施に関する計画。
- *4 「自然公園法」に基づき、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図るために、国又は都道府県が策定する計画。

生態系への脅威ともなっている。このため、国有林野事業では、防護柵の設置等のほか、GPSや自動撮影カメラ等によるシカの生息・分布調査や被害調査、職員による捕獲、効果的な捕獲技術の実用化等の対策に取り組んでいる。また、地域の関係者等と協定を締結し、国有林野内で捕獲を行う地域の猟友会等にわなを貸し出して捕獲を行うなど、地域全体で取り組む対策を推進している。また、松くい虫等の病害虫の防除にも努めている。

(エ) 民有林との一体的な整備・保全

(公益的機能維持増進協定の推進)

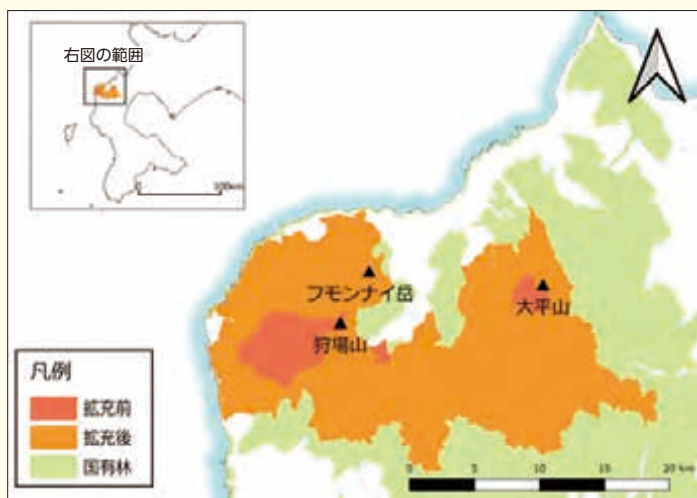
国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、森林所有者等による間伐等の施業が十分に行われず、国土の保全等の国有林野の公益的機能の発揮に悪影響を及ぼす場合や、民有林野における外来樹種の繁茂が国有林野で実施する駆除に支障となる場合もみられる。こ

事例Ⅳ-3 ^{おしま} **ブナの北限に位置する渡島半島に広大な保護林が誕生**

北海道南部、^{おしま}渡島半島の^{かりぼ}狩場山地周辺には、ブナを主体とする原生的な天然林が広がっており、日本におけるブナの北限地帯でもあることから、平成5(1993)年度に森林生態系保護地域(約2,732ha)を設定した。

その後、平成29(2017)年度に外部有識者で構成する北海道森林管理局保護林管理委員会から、当該保護地域の周囲でクマゲラの生息・繁殖地となっている原生的なブナ林を取り込む形で森林生態系保護地域を拡充すべきとの提言があり、ブナの分布状況、クマゲラの営巣・繁殖域や特徴的な高山植物等の分布調査及び現地検討会を実施するなど、具体的な対応について検討を行った。その結果、令和5(2023)年3月に、当該保護地域に周辺の3つの保護林及びそれらを囲む原生的なブナ林や、ブナ林への遷移が期待される二次林等を統合し、新たに、「^{かりぼやま}狩場山・^{おおびらやま}大平山周辺森林生態系保護地域」(約36,483ha)として設定した。

今後は、適切にモニタリングを実施するほか、二次林等については、ブナを主体とした広葉樹林への誘導を目指す森林施業を実施するなど、原生的な天然林や希少な植生を適切に保護・管理するとともに、学術研究の場としても有効に活用していくこととしている。



狩場山・大平山周辺森林生態系保護地域



北海道島牧村小田西川国有林 フモンナイ岳



北海道島牧村小田西川国有林 狩場山

のような私有林野の整備・保全については、森林管理局長が森林所有者等と「公益的機能維持増進協定」を締結して、国有林野事業により一体的に整備及び保全を行っており、令和4(2022)年3月までに20か所(約595ha)の協定が締結された。

(2) 森林・林業の再生への貢献

(低コスト化等の実践と技術の開発・普及)

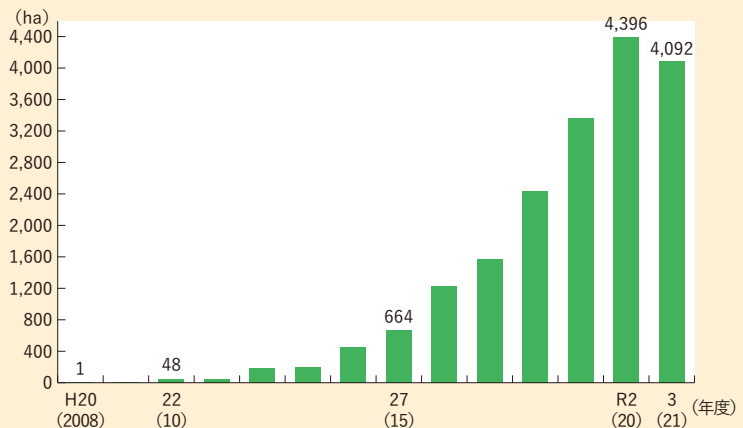
現在、林業経営の効率化に向け、生産性向上、造林の低コスト化等に加え、新技術の活用により、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けた取組を行っている。国有林野事業では、これまでの取組により、既に平均して約2,000本/haの植栽本数となっているほか、下刈り回数・方法の見直し、ドローンによる撮影や航空レーザ計測で得られたデータの利用など、デジタル技術を活用した効率的な森林管理、効率的なシカ防護対策、早生樹の導入等の技術の試行を進め、現地検討会の開催等により私有林における普及と定着に努めている(事例IV-4)。

また、より実践的な取組として、コンテナ苗の活用により、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等を進めるとともに、伐採から造林までを一体的に行う「伐採と造林の一貫作業システム^{*5}」の導入・普及に取り組んでいる。この結果、国有林野事業では、令和3(2021)年度には4,092haでコンテナ苗を植栽し(資料IV-6)、1,105haで伐採と造林の一貫作業を実施した。

(私有林と連携した施業)

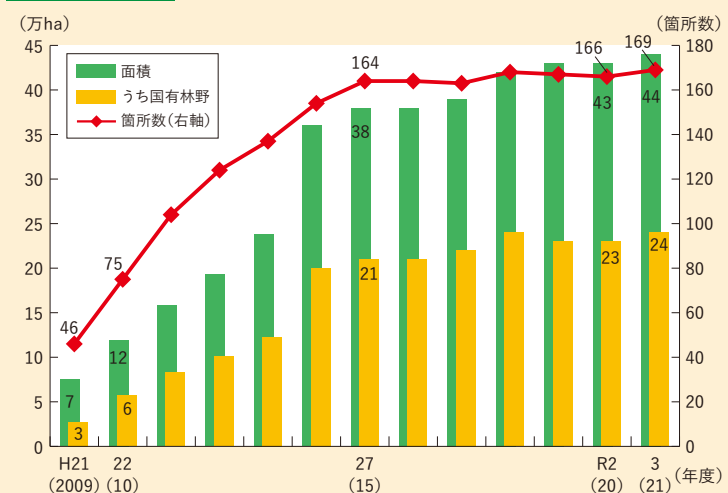
国有林野事業では、私有林と連携することで事業の効率化や低コスト化等を図ることのできる地域においては、「森林共同施業団地」を設定し、私有林野と国有林野を接続する路網の整備や相互利用、連携した施業の実施、私有林材と

資料IV-6 国有林野におけるコンテナ苗の植栽面積の推移



資料：林野庁業務課調べ。

資料IV-7 森林共同施業団地の設定状況



注：各年度末の数値であり、事業が終了したものは含まない。令和2(2020)年度に1か所で事業が終了し、令和3(2021)年度に新たに4か所で森林共同施業団地を設定(0.3万haうち国有林0.2万ha)して事業を開始。

資料：農林水産省「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

*5 伐採と造林の一貫作業システムについては、第II章第1節(4)99-100ページを参照。

国有林材の協調出荷等に取り組んでいる。

令和 4 (2022) 年 3 月末現在、森林共同施業団地の設定箇所数は169か所、設定面積は約44万ha(うち国有林野は約24万ha)となっている(資料IV-7)。

(森林・林業技術者等の育成)

近年、市町村の林務担当職員の不在や職員の森林・林業に関する専門知識の不足等の課題がある中、国有林野事業では、専門的かつ高度な知識や技術と現場経験を有する「森林総合監理士(フォレスター)*6」等を系統的に育成し、森林管理署と都道府県の森林総合監理士等との連携による「技術的援助等チーム」を設置するなど地域の実情に応じた体制を

事例IV-4 三重県林業研究所との連携による林業の採算性の向上に向けた取組

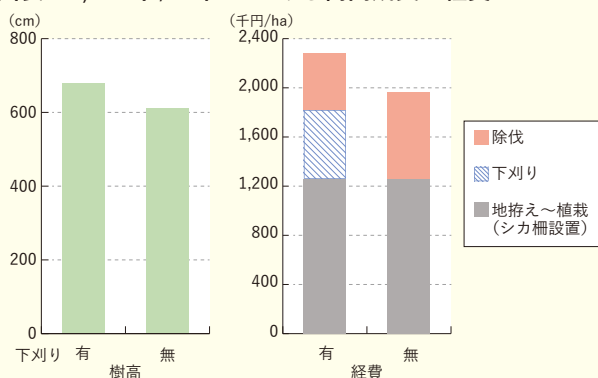
近畿中国森林管理局では、植栽密度の低減等による林業の採算性向上に向けた技術開発を行っている。このうち三重森林管理署は、三重県林業研究所と、低密度植栽と下刈り省略による低コスト化・省力化に着目した共同試験を実施している。

本試験では、平成22(2010)年に2,000本/ha、1,500本/ha、1,000本/haの密度でヒノキ実生苗を植栽し、それぞれに下刈り区^注と無下刈り区を設け、成長量、育林コスト等の比較調査を行った。また、いずれの区画も令和元(2019)年の時点で除伐を実施した。

その結果、いずれの植栽密度においても、植栽初年度以降、植栽木の枯損はほとんど発生しなかった。また、樹高成長は植栽密度や下刈りの有無によらず同程度だった。樹冠面積と胸高直径の成長量は、除伐実施前(9年生)までは無下刈り区が下刈り区より小さかったが、除伐実施後の10年生時以降は無下刈り区も下刈り区と同程度まで大きくなり、無下刈りでも十分に成長する可能性が示唆された。ただし、これら初期保育の差による形質等の違いが将来の収穫に与える影響については不明であるため、本共同試験を継続し、育林経費と将来予測される収穫量のバランスから植栽密度と下刈りの有無の最適な組合せを検証していくこととしている。なお、生育条件等の違いにより、植栽木の枯損等が発生する可能性もあるため、下刈りの省略等に当たっては、競合する植生や植栽木の状況を勘案して判断する必要がある。

注：下刈り区は6年生時まで毎年坪刈り(植栽木の根元周り1m程度の刈払い)を実施。

図表 1,500本/ha区における樹高成長と経費



※経費は、それぞれの作業に要した人工数等により試算。



※1,500本/ha区(青枠：無下刈り区、赤枠：下刈り区)
樹高成長は下刈りの有無によらず同程度。

無下刈り区と下刈り区における除伐後の生育状況

*6 森林総合監理士については、第 I 章第 1 節(3)45-46ページを参照。

整備し、市町村行政に対し市町村森林整備計画の策定とその達成に向けた支援等を行っている*7。

(森林経営管理制度への貢献)

国有林野事業では、森林経営管理制度*8により、市町村が集積・集約した森林の経営管理を担う林業経営者に対し、国有林野事業の受注機会の拡大に配慮するほか、市町村林務行政に対する技術的支援や公的管理の手法の普及、地域の方々の森林・林業に対する理解の促進等に取り組んでいる。また、国有林野事業で把握している民間事業者の情報を市町村に提供している。これらの取組を通じて地域の林業経営者の育成を支援している。

(樹木採取権制度の推進)

「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」が令和2(2020)年4月に施行され、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るために、国有林野の一定区域を樹木採取区として指定し、当該区域で一定期間、安定的に樹木を採取できる権利を民間事業者を設定する樹木採取権制度が創設された。樹木の採取(伐採)に当たっては、国有林の伐採ルールに則り国が樹木採取区ごとに定める基準や国有林野の地域管理経営計画*9に適合しなければならないこととし、公益的機能の確保に支障を来さない仕組みとしている。

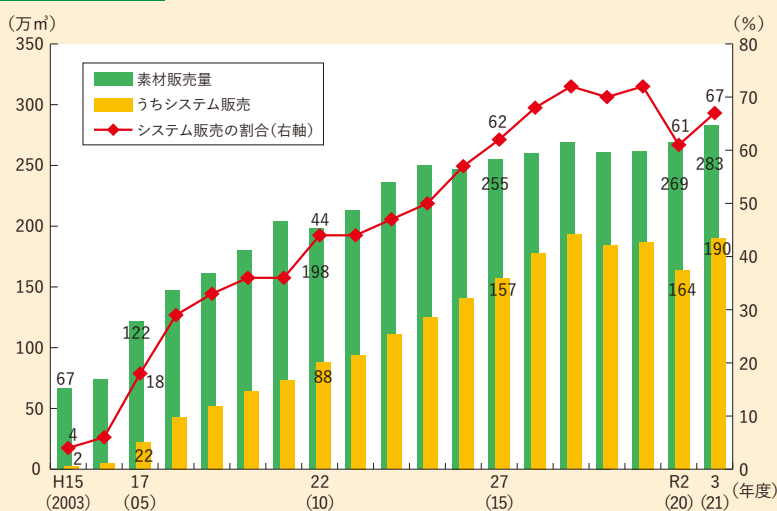
令和4(2022)年2月から10月までの間に全国8か所で樹木採取権を設定した*10。樹木採取権の設定を受けた民間事業者にとっては、長期的な事業の見通しが立ち、計画的な雇用や林業機械の導入等が促進され、経営基盤の強化等につながる事が期待される。

(林産物の安定供給)

国有林野事業から供給される木材は、国産材供給量の1割強を占めており、令和3(2021)年度の木材供給量は、立木によるものが233万m³(丸太換算)、素材*11によるものが283万m³となっている。

国有林野事業からの木材の供給に当たっては、地域における国産材の安定供給体制の構築等に資するため、集成材・合板工場や製材工場等と協定を締結し、国有林材の安定供給システムによる販売を進めており、令和3(2021)年度には素材の販売量全体の67.2%に当たる約190万m³となった(資料IV-8)。

資料IV-8 国有林野からの素材販売量の推移



注1：各年度末の値。

注2：「システム販売」は「国有林材の安定供給システムによる販売」のこと。

資料：平成25(2013)年度までは、林野庁業務課調べ。平成26(2014)年度以降は、農林水産省「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」。

*7 市町村森林整備計画については、第1章第1節(2)43ページを参照。

*8 森林経営管理制度については、第1章第2節(4)51-52ページを参照。

*9 国有林野の管理経営に関する法律第6条

*10 樹木採取権制度については、トピックス5(34ページ)も参照。

*11 製材・合板等の原材料に供される丸太等(原木)。

このほか、ヒバや木曽ヒノキなど民有林からの供給が期待しにくい樹種や広葉樹の材について、地域の経済・文化への貢献の観点から、資源の保続及び良好な森林生態系の維持に配慮しつつ供給している(事例Ⅳ-5)。

さらに、国有林野事業については、全国的なネットワークを持ち、国産材供給量の1割強を供給し得るという特性を活かし、地域の木材需要が急激に変動した場合に、地域の需要に応える供給調整機能を発揮することが重要となっている。このため、平成25(2013)年度から、林野庁及び全国7つの森林管理局において、学識経験者のほか川上、川中及び川下関係者等から成る「国有林材供給調整検討委員会」を開催することにより、地域の木材需給に応じた国有林材の供給に取り組んでいる。

(3) 「国民の^{もり}森林」^{もり}としての管理経営等

(ア) 「国民の^{もり}森林」^{もり}としての管理経営

(国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信)

国有林野事業では、国有林野を「国民の^{もり}森林」^{もり}として位置付け、国民に対する情報の公開、フィールドの提供、森林・林業に関する普及啓発等により、国民に開かれた管理経営に努めている。

事例Ⅳ-5 高品質ブランド材規格の新たな制定及び供給

東北森林管理局管内には、天然秋田杉の後継・代替となる高齢級人工林秋田杉や、近年品薄となっている広葉樹など、貴重な資源が豊富に存在する。

同局では地域経済に貢献するよう活用を進めており、例えば80年生を超える高品質な高齢級秋田杉については、平成28(2016)年から秋田県と共に「あきたの極上品」としてブランド化し、地域の林業・木材産業関係者と協力してその普及を図ってきた。

令和4(2022)年度には更なる取組として、国有林から出材される素材について「高品質ブランド材規格」を制定し、当該規格を満たす高品質ブランド材の供給を開始した。

規格の制定に当たっては、樹種、産地、林齢、サイズ、品質等を明確にして、実需者の利便性を高めている。また、規格を満たす素材を原木^注市場に出品する際には、材にラベル表示を行うとともに、ロゴマークののぼりも使用して新ブランドの普及に努めている。

こうした高品質ブランド材を各地の原木市場等へ出品したところ、各地の原木市場において高値での落札が相次ぎ、関係者からは高品質原木の安定供給に貢献し、地域材のブランド価値を高める新たな取組として高い評価を得た。

同局では、ホームページでの高品質ブランド材のコーナー開設、購入者からの聞き取りによるニーズの把握などを行い、ブランド材の適切な供給を一層強化していくこととしている。

注：製材・合板等の原材料に供される丸太等。



高齢級人工林秋田杉の出品風景
(左上はのぼり)

また、国有林野が、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあることを踏まえ、地域振興へ寄与する国有林野の活用等にも取り組んでいる。

さらに、国民の意見を聴取するため、一般公募により「国有林モニター」を選定し、「国有林モニター会議」や現地見学会、アンケート調査等を行っている。国有林モニターには、令和4(2022)年4月現在、全国で332名が登録している。

このほか、ウェブサイトの内容の充実に努めるとともに、森林管理局の新たな取組や年度の業務予定等を公表するなど、国民への情報発信に積極的に取り組んでいる。

(森林環境教育の推進)

国有林野事業では、森林環境教育の場としての国有林野の利用を進めるため、森林環境教育のプログラムの整備、フィールドの提供等に取り組んでいる。

この一環として、学校等と森林管理署等が協定を結び、国有林野の豊かな森林環境を子供たちに提供する「遊々の森」を設定している。令和3(2021)年度末現在、全国147か所で協定が締結され、森林教室や自然観察、体験林業等の様々な活動が行われている。

(NPO、地域、企業等との連携)

国有林野事業では、NPO、地域、企業等と連携して国民参加の森林づくりを進めている。

森林づくりを行うことを希望するNPO等に森林づくりのフィールドを提供する「ふれあいの森」や、地域住民や民間団体等と合意形成を図りながら、協働・連携して地域や森林の特色を活かした森林整備・保全活動を実施する「モデルプロジェクトの森」を設定しており、令和3(2021)年度末現在、全国でそれぞれ121か所、16か所となっている。

また、企業の社会的責任(CSR)活動等を目的とした森林づくり活動へのフィールドを提供する「社会貢献の森」、森林保全を目的とした森林パトロール、美化活動等のフィールドを提供する「多様な活動の森」を設定しており、令和3(2021)年度末現在、全国でそれぞれ156か所、81か所となっている。さらに、分収林制度を活用し、企業等が契約者となって社会貢献、社員教育及び顧客との触れ合いの場として森林づくりを行う「法人の森林」も設定しており、令和3(2021)年度末現在、全国で464か所となっている。

このほか、歴史的に重要な木造建造物や各地の祭礼行事、伝統工芸等の次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、「木の文化を支える森」を設定しており、令和3(2021)年度末現在、全国で合計24か所となっている。

(イ)地域振興への寄与

(国有林野の貸付け・売払い)

国有林野事業では、農林業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に貢献するため、地方公共団体や地元住民等に対して、国有林野の貸付けを行っている。令和3(2021)年度末現在の貸付面積は約7.2万haで、道路、電気・通信、ダム等の公用、公共用又は公益事業用の施設用地が49.3%、農地や採草放牧地が14.0%を占めている。

このうち、公益事業用の施設用地については、FIT制度*12に基づき経済産業省から発電事業の認定を受けた事業者も貸付対象としており、令和3(2021)年度末現在で約275haの貸付けを行っている。

このほか、令和3(2021)年度には、ダム用地や道路用地等として、計45haの国有林野

*12 FIT制度については、第III章第2節(3)137ページを参照。

の売払い等を行った。

(公衆の保健のための活用)

国有林野事業では、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、野外スポーツ等に適した国有林野について、令和4(2022)年4月現在、全国で587か所、約26万haを「自然休養林」、「自然観察教育林」等の「レクリエーションの森」に設定している(資料IV-9)。令和3(2021)年度には、「レクリエーションの森」において、延べ約1.2億人の利用があった。

「レクリエーションの森」では、地元の地方公共団体を核とする「レクリエーションの森」管理運営協議会を始めとした地域の関係者と森林管理署等が連携しながら、利用者のニーズに対応した管理運営を行っている。一部の地域では、利用者からの協力金による収入のほか、「サポーター制度」に基づく企業等からの資金も活用している(事例IV-6)。令和3(2021)年度末現在、全国12か所の「レクリエーションの森」において、延べ19の企業等がサポーターとなっている。

(観光資源としての活用の推進)

「レクリエーションの森」のうち、特に観光資源としての潜在的な魅力がある93か所を「日本美しい森 お薦め国有林」として選定しており^{*13}(資料IV-10)、外国人観光客も含めた利用者の増加を図るため、標識類等の多言語化、歩道等の施設修繕などの重点的な環境整備及びウェブサイト等による情報発信の強化に取り組んでいる。令和5(2023)年3月に新たに2か所の「日本美しい森 お薦め国有林」の魅力伝える動画を農林水産省公式YouTubeチャンネル及びホームページ等で公開したほか、SNS等に広告を掲載するなど、国内外の幅広い層への情報発信に取り組んだ。さらに、環境省との連携を強化し、優れた自然の保護と利用の両立を図りながら、「レクリエーションの森」と国立公園が重複している箇所における更なる利便性の向上に取り組んでいる。



日本美しい森
お薦め国有林

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/index.html

資料IV-9 「レクリエーションの森」の設定状況

レクリエーションの森の種類	箇所数	面積(千ha)	利用者数(百万人)	代表的なレクリエーションの森(都道府県)
自然休養林	81	95	14	高尾山(東京)、赤沢(長野)、剣山(徳島)、屋久島(鹿児島)
自然観察教育林	87	22	9	白神山地・暗門の滝(青森)、金華山(岐阜)、赤西(兵庫)
風景林	150	82	70	えりも(北海道)、芦ノ湖(神奈川)、嵐山(京都)
森林スポーツ林	26	3	2	筑波山(茨城)、滝越(長野)、扇ノ仙(鳥取)
野外スポーツ地域	166	49	13	天狗山(北海道)、裏磐梯デコ平(福島)、向坂山(宮崎)
風致探勝林	77	13	8	温身平(山形)、駒ヶ岳(長野)、虹ノ松原(佐賀)
合計	587	264	116	

注1：箇所数及び面積は、令和4(2022)年4月1日現在の数値であり、利用者数は令和3(2021)年度の参考値である。

2：計の不一致は四捨五入による。

資料：農林水産省「令和3年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

*13 「日本美しい森 お薦め国有林」の選定については、「平成29年度森林及び林業の動向」トピックス4(8-9ページ)を参照。

資料Ⅳ－10 「日本美しい森 お薦め国有林」の例



注：各森林管理局の管轄区域における箇所数である。
資料：林野庁経営企画課作成。

森林管理局	箇所数	代表例
北海道	20	ポロト、然別、えりも、ニセコ・神仙沼
東北	11	白神山地・暗門の滝、焼走、温身平
関東	15	奥久慈、野反、高尾山
中部	10	戸隠・大峰、駒ヶ岳、赤沢、御岳
近畿中国	20	安宅林、近江湖南アルプス、嵐山、高取山
四国	5	剣山、工石山、千本山
九州	12	くまもと、宮崎、猪八重の滝、屋久島

事例Ⅳ－6 オフィシャルサポーターの支援による木製遊歩道の整備

中部森林管理局北信森林管理署では、令和元(2019)年6月に地域自治体等で構成される戸隠大峰自然休養林保護管理協議会とオフィシャルサポーターとの間で「レクリエーションの森の整備・管理及び活用に関する協定」を締結した。この協定に基づき、オフィシャルサポーターである企業等や団体等から資材や資金、労力の提供を受け、令和2(2020)年2月から協議会のメンバーやオフィシャルサポーター、ボランティア等が協働し、老朽化により撤去された戸隠森林植物園内の木製遊歩道の跡地に、延長706mの新たな木製遊歩道を令和4(2022)年4月に完成させた。

今後は、オフィシャルサポーターの支援やボランティアの協力により、協議会、国、県、地域関係者団体等の組織の枠を超えた地域全体の力による維持保全作業を、毎年1回実施する予定である。



オフィシャルサポーターやボランティアによる木製遊歩道の整備の様子

完成した木製遊歩道

